

保高発0426第1号  
平成22年4月26日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

### 医療機関における適正受診に係る普及啓発について

我が国の医療をめぐっては、医療現場の疲弊や医師不足といった課題が指摘されているところであり、こうした現在の医療現場が抱える問題に対応するため、平成22年度診療報酬改定においては、病院勤務医の負担の軽減に資する項目等について、重点的な評価を行いました。

医療現場における医師の過重な勤務などの問題を解決していくには、こうした診療報酬上の対応だけではなく、医療を受ける患者側も適切な受診を行うなどの協力を行うことが求められます。この点については、本年2月12日に中央社会保険医療協議会においてとりまとめられた平成22年度診療報酬改定における答申書の付帯意見において、「救急医療機関の勤務医の負担を軽減する観点から、保険者や地方公共団体をはじめとする各関係者は、医療機関の適正受診に関する啓発を行うこと。また、その効果が現れない場合には、更なる取組について検討を行うこと。」という意見が示されたところです。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、全医療保険者において、医療機関の適正受診を図るための周知啓発を実施することとし、別紙のとおり後期高齢者医療制度における周知啓発の例を作成しましたので、これを参考に被保険者等への周知啓発に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、医療機関の適正受診に関する啓発の実施に要する経費については、平成22年3月31日保発0331第7号「平成22年度後期高齢者医療制度事業について」の別紙「平成22年度後期高齢者医療制度事業実施要綱」に定めるとおりです。

現在、休日や夜間に、軽症の患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での薬の調剤の際には、以下のことに留意しましょう。

- ・ 休日や夜間に、救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- ・ かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- ・ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。  
重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- ・ 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。